

公益財団法人 毎日新聞大阪社会事業団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人毎日新聞大阪社会事業団と称する。

(事業所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市北区に置く。

2 この法人は、理事会の議決により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、健康で生きがいをもって暮らせる明るく活力ある福祉社会を実現するために、社会事業を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 児童福祉に関する事業
- (2) 医療福祉に関する事業
- (3) 高齢者福祉に関する事業
- (4) 心身障害者福祉に関する事業
- (5) 他の社会福祉事業団体の事業助成
- (6) 災害救助に関する事業
- (7) 国際協力に関する事業
- (8) その他目的を達成するに必要な事業

2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

(その他の事業)

第5条 この法人は、第4条1項の事業推進に資するため、次の事業を行う。

- (1) その他の助成事業
- (2) その他前号に定める事業に関連する事業

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規律)

第7条 この法人は、評議員会が別に定める倫理規定の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持、向上に努めるものとする。

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第8条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 設立後の寄付金品
- (3) 財産運用収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(財産の種別)

第9条 この法人の財産は、基本財産、特定資産及び運用財産の3種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 本財団が公益財団法人への移行の登記をした日の前日の財産目録に基本財産として記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産

(3) 理事会において運用財産又は特定資産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 基本財産以外で、寄付者の指定又は理事会の議決により用途を特定の目的に制約した財産は、

特定資産として管理する。

4 運用財産は、基本財産及び特定資産以外の財産とする。

5 公益認定を受けた日以後に寄付を受けた財産については、その半額以上を第4条の事業に使用するものとし、その取り扱いについては、理事会の決議により別に定める寄付金取扱規程による。

(財産の管理・運用)

第10条 この法人の財産は、理事長の命を受けて常務理事が管理し、その方法は、理事会で別に定める資金運用規定によるものとする。

(基本財産の維持及び処分)

第11条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の議決に加わることができる出席理事の3分の2以上の議決を経て、評議員会の議決に加わることができる出席評議員の3分の2以上の議決により承認を得た後、その一部を処分して公益目的事業費に充て、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(特定資産の処分)

第12条 特定資産への繰入れ及び特定資産の取り崩しは、理事会の議決を経て行う。

(事業計画及び予算)

第13条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「事業計画書及び収支予算書等」という。)は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会で議決する。これを変更する場合も、同様とする。

(暫定予算)

第14条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益・収入を受入れ、費用・支出を支弁することができる。

2 前項の収益・収入の受入れ及び費用・支出の支弁は、新たに成立した予算の収益・収入の受入れ及び費用・支出の支弁とみなす。

(事業報告及び決算)

第15条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書、財産目録(以下この条において「財産目録等」という)を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時評議員会において承認を得るものとする。

2 前項の財産目録等については、毎事業年度の終了3ヵ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第16条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において議決に加わることができる理事の3分の2以上の議決を経て、評議員会の議決に加わることができる評議員の3分の2以上の議決を経なければならない。その一部を処分して公益目的事業費に充て、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則)

第17条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規定によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第3章 機関

(機関の設置)

第18条 この法人に、評議員、評議員会、理事、理事会、監事、委員会を置く。

第1節 評議員

(定数)

第19条 この法人に評議員7人以上13人以内を置く。

(選任等)

第20条 評議員は、評議員会において選任する。

2 評議員を選任する場合には、理事及び監事の構成について規定した公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第10号及び第11号の規定を準用する。

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

(職務)

第21条 評議員は、評議員会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、定款の変更等本財団の運営の根幹に関わる事項の決定並びに評議員、理事、監事の選任及び解任等の機関の人事の決定等に参画する。

(任期)

第22条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 第1項にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は辞任又は任期満了後においても、第19条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

第23条 評議員は無報酬とする。ただし、特別な職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、毎年総額50万円を超えないものとする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の議決により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規定による。

(解任)

第24条 評議員が次の各号の一に該当するときは、評議員会の議決に加わることができる出席評議員の3分の2以上の議決によって解任することができる。この場合、評議員会において議決する前に、その評議員に意見を陳述する機会を与えなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

第2節 評議員会

(構成及び権限)

第25条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項を議決する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事並びに評議員の報酬並びに費用に関する規定

(3) 定款の変更

(4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認

(5) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲り受け

(6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分

(7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部廃止

(8) 基本財産の処分又は除外の承認

(9) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社

団・財団法人法」という。)に規定する事項及びこの定款に定める事項

3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第28条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第26条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、年1回毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要に応じて随時開催することができる。

(招集)

第27条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第28条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第29条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(定足数)

第30条 評議員会は、議決に加わることのできる評議員の過半数の出席がなければ開催できない。

(議決)

第31条 評議員会の議決は、「一般社団法人・財団法人法」189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決することによる。

2 前項前段の場合において、議長は評議員として表決に加わることはできない。

(議決の省略)

第32条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第33条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第34条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人がこれに記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第35条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第36条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以内

(2) 監事 2人以上3人以内

- 2 理事のうち1人を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1人を常務理事とする。
- 4 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって業務執行理事とする。
(選任等)

第37条 理事及び監事は、評議員会の決議によって各々選任する。

- 2 理事長(代表理事)及び常務理事(業務執行理事)は理事会において選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務・権限)

第38条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定等に参画する。

2 理事長(代表理事)は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を総理する。

3 常務理事(業務執行理事)は理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、この財団の日常業務を処理するほか、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、評議員会及び理事会招集並びに理事会議長の職務を代行する。

4 業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規定による。

5 理事長(代表理事)及び常務理事(業務執行理事)は、毎事業年度毎に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第39条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令及びこの定款で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) この法人の業務並びに財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

(3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

(7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

2 監事の監査については、法令及びこの定款によるほか、監事全員により別に定める監事監査規定による。

(任期)

第40条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 理事及び監事は第36条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

4 第1項第2項にかかわらず、任期満了前に退任した理事及び監事の補欠として選任された理事及び監事の任期は、退任した理事及び監事の任期の満了する時までとする。

(解任)

第41条 理事及び監事が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき

(報酬等)

第42条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の役員及び特別な職務を執行した役員にはその対価として報酬を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規定による。

(取引の制限)

第43条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とこの理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第55条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第44条 この法人は、役員が「一般社団・財団法人法」第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第2節 理事会

(構成)

第45条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第46条 理事会は、法令及びこの定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務執行の監督

(5) 理事長(代表理事)及び常務理事(業務執行理事)の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲り受け

(2) 多額の借財

- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう）の整備
- (6) 第 44 条第 1 項の責任の免除及び同条第 2 項の責任限定契約の締結（種類及び開始）

第 47 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

- 2 通常理事会は、事業年度毎に年 2 回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第 39 条第 1 項第 5 号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 48 条 理事会は理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第 3 項第 3 号による場合は理事が、前条第 3 項第 4 号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 5 日前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意のあるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 49 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、常務理事が議長の職務を代行する。

(定足数)

第 50 条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 51 条 理事会決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第 52 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 53 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は第 38 条第 5 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 54 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第 55 条 理事会に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 5 章 委員会

(委員会)

第 56 条 この法人の事業を推進するために、理事会はその決議により、選考委員会など委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は学識経験者のうちから理事会が選任する
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 6 章 事務局

(設置等)

第 57 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第 58 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員等の報酬規定
 - (7) 事業計画書及び収支予算書等
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第 65 条第 2 項に定める情報公開規定によるものとする。

第 7 章 会員

(会員)

第 59 条 この法人の主旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める会員規定による。

第 8 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 60 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決を経て変更することができる。ただし、第 3 条、第 4 条、第 20 条、第 24 条については変更することができない。

2 前項にかかわらず、評議員会において議決に加わることのできる評議員の 4 分の 3 以上の決議により、第 3 条、第 4 条、第 20 条、第 24 条を含めて変更することができる。

(合併等)

第 61 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決により、他の「一般社団・財団法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的

事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届けなければならない。

(解散)

第 62 条 この法人は、「一般社団・財団法人法」第 202 条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

第 9 章 公益目的取得財産残額及び残余財産の贈与先

(公益目的取得財産残額の贈与先)

第 63 条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)において、「公益認定法」第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を 1 ヶ月以内に、理事会の議決を経た後、評議員会の議決を経て類似の事業を目的とする公益法人等、認定法第 5 条 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の贈与先)

第 64 条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、評議員会の議決を経て、類似の事業を目的とする他の公益法人等認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人等に該当する者に寄付するものとする。

第 10 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 65 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規定による。

(個人情報の保護)

第 66 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第 67 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他、やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、大阪で発行する毎日新聞に掲載する方法による。

< 第 11 章 補 則 >

(委任)

第 68 条 法令及びこの定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度開始日とする。

3 この法人の設立登記日現在の理事及び監事は次に掲げる者とする。

理事 伊藤芳明、太田正隆、今井政之、小比賀忠和、恩地春洋、妹尾節子、多湖隆司、頼平

監事 藤田陸奥磨、廣瀬剛

4 この法人の最初の理事長(代表理事)は伊藤芳明、常務理事(業務執行理事)は太田正隆とする。

5 この法人の最初の評議員は、つぎに掲げる者とする。

評議員 岩田善子、岩橋明子、植松雅也、岡崎弥生、梶本徳彦、片岡信子、阪上幸男、阪口春男、篠原浪枝、増田雅弘、岸本卓也、三谷佳弘、川口忠範

6 第 40 条 4 項「第 1 項第 2 項にかかわらず、任期満了前に退任した理事及び監事の補欠として選任された理事及び監事の任期は、退任した理事及び監事の任期の満了する時までとする。」の 4 項の追加。「第 8 章 公益目的取得財産残額及び残余財産の贈与先、第 9 章 情報公開及び個人情報の保護、< 第 10 章 補 則 >」を「第 9 章 公益目的取得財産残額及び残余財産の贈与先、第 10 章 情報公開及び個人情報の保護、< 第 11 章 補 則 >」のとおりの数字 3 カ所の変更を行う。
施行は 2012 (平成 24 年) 年 6 月 21 日からとする。

当財団の定款原本に間違いありません
公益財団法人 毎日新聞大阪社会事業団
代表理事 河野俊史